



平成 26 年 9 月 29 日

各 位

会社名 株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表者名 取締役社長 小林 喜光
(コード番号 : 4188 東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 高阪 肇
TEL. 03-6748-7120

大陽日酸株式会社株式（証券コード：4091）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 5 月 13 日付けプレスリリース「株式会社三菱ケミカルホールディングスによる大陽日酸株式会社株式に対する公開買付けに関する基本合意書締結のお知らせ」において公表しましたとおり、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了すること等の一定の条件が充足された場合、大陽日酸株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード番号 4091、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しております。

今般、国内外の競争法に基づく必要な手續及び対応が完了し、本公開買付けが実施可能な状態となつたことを確認したため、当社は、下記のとおり本公開買付けを平成 26 年 9 月 30 日から開始することを決定いたしましたので、お知らせします。

また、対象者によれば、本日、対象者は取締役会を開催し、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、また、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、決議したことです。

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

当社は、本日現在、当社の完全子会社である三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）が所有している対象者株式と併せて、対象者株式 116,797,870 株（株式所有割合（注 1）26.97%）（注 2）を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。

（注 1）対象者が平成 26 年 7 月 31 日に提出した第 11 期第 1 四半期報告書（以下「対象者第 1 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 26 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 433,092,837 株に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）をいいます。以下同じです。

（注 2）本日現在、当社が所有する対象者株式は 55,850,000 株（株式所有割合 12.90%）であり、三菱化学が所有する対象者株式は 60,947,870 株（株式所有割合 14.07%）となります。

当社と対象者は、平成 26 年 5 月 13 日付で、両社の資本業務提携関係のさらなる強化及び企業価値の向上を目的とした基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。当社及び対象者は、本基本合意書において、当社が、対象者の議決権の過半数を取得することを目標とするものであることを確認しております。なお、本基本合意書の概要につきましては、下記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」「（i）本基本合意書」に記載のとおりであります。

当社は、本基本合意書の中で、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了すること等を条件に対象者の普通株式を対象として、対象者の議決権の過半数を取得する公開買付けを実施する予定としておりました。今般、国内外の競争法に基づく必要な手續及び対応が完了し、本基本合意書に基づき本公開買付けが実施可能な状態となったことを確認したため、当社は、平成 26 年 9 月 29 日付で、会社法 370 条及び当社定款 26 条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、本公開買付けを平成 26 年 9 月 30 日に開始することを決議いたしました。

本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場並びに対象者の経営の自主性を維持しながら資本提携関係を強化する方針であることから、本公開買付けにおいては、当社は、買付予定数の上限を 104,079,476 株（本日現在当社及び三菱化学が所有している株式数と併せて、株式所有割合 51.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受け渡しその他の決済を行います。他方、本日現在当社及び三菱化学が所有している株式数と併せて株式所有割合が過半数となる株式数を買付予定数の下限（99,748,549 株）として設定し、応募株式の総数が当該数に達しない場合には、応募株式の全部の買付けを行わない予定です。

本日対象者が公表した「株式会社三菱ケミカルホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、また、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

上記対象者のかかる意思決定の過程に係る詳細については、下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

（i）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

当社は、三菱化学、田辺三菱製薬株式会社、三菱樹脂株式会社及び三菱レイヨン株式会社の 4 社を基幹事業会社として、機能商品、ヘルスケア及び素材など幅広い分野で事業を展開してまいりました。

対象者は、昭和 9 年に国内初の酸素発生装置を開発して以来、空気分離装置と呼ばれる産業ガス（酸素、窒素、アルゴン）を製造するプラントを中心として、さまざまな技術の高度化を図りながら、産業ガスマーカーとして事業を展開してまいりました。また、対象者は、平成 16 年に日本酸素株式会社が大陽東洋酸素株式会社（以下「大陽東洋酸素」といいます。）と合併し発足いたしましたが、当時、大陽東洋酸素と三菱化学とは産業ガスの製造事業を合併で行うなど提携関係にあり、三菱化学は大陽東洋酸素株式 50,552,926 株（当時の大陽東洋酸素の発行済株式総数に対する所有株式数の割合にして 34.85%）を所有しておりました。対象者の発足により三菱化学は同社株式 40,947,870 株（当時の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合にして 10.09%）を所有する筆頭株主となり、その後、市場で株式を取得した結果、平成 22 年 3 月末日までに三菱化学の所有する同社株式数は、60,947,870 株（当時の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合にして 15.12%）となっていました。なお、その後、三菱化学の対象者株式の所有株式数について変動はないものの、後記のとおり、対象者の当社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を経て、三菱化学の現在の株式所有割合は 14.07% となっています。

三菱化学の親会社である当社は、日ごろから対象者の事業戦略の実効性及び成長の可能性に深い理

解を有しており、当社と対象者は、対象者が当社及び三菱化学を含む当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）各社と広範に連携することが両社のビジネスチャンスの一層の拡大に寄与すると判断し、両社は平成25年9月26日付け「大陽日酸株式会社と株式会社三菱ケミカルホールディングスの資本業務提携に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、業務提携を行うことに合意し資本業務提携契約を締結いたしました。その際、両社の業務提携をより確固たるものとしてシナジー効果を発揮するために、また、対象者の今後の事業展開に係る設備投資等の資金ニーズに対応するために、対象者の平成25年9月26日付け「第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、対象者は、当社を割当先として第三者割当による新株式30,000,000株の発行及び自己株式15,096,000株の処分（払込期日：平成25年10月15日、1株当たり払込金額：687円）を行いました。また、当社は、その前後を通じて、市場取引により対象者株式を取得しており、その結果、本日現在、当社は、対象者株式55,850,000株（株式所有割合12.90%）を所有しております、三菱化学が所有する対象者株式60,947,870株（株式所有割合14.07%）と併せて対象者株式116,797,870株（株式所有割合26.97%）を所有しております。

その後、両社による資本業務提携契約の締結及び対象者による第三者割当増資の実施を踏まえ、両社は、相互のグループ間におけるシナジーを最大化するべく、業務提携に合意した分野における詳細な提携内容、条件、実施時期、その他の分野における業務提携の可能性や事業展開の可能性等について緊密に協議・検討をしてまいりました。その過程で、当社及び対象者は、グローバルにおける競争環境の変化に対応するためには事業基盤のさらなる強化が不可欠であり、その実現のため、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致し、両社は本公開買付けを通じて資本業務提携関係を強化することに合意いたしました。対象者が、当社の持分法適用会社から連結子会社になることで、事業の基盤となる経営資源の開示、提供等を通じて、より強固な連携、広範囲でのシナジーの実現が期待できます。例えば、国内外サプライチェーンの相互活用、当社が展開する海外拠点への対象者によるガス供給等オンラインでの協業や、先端分野における両社での研究開発など、より緊密に協働していくことが可能となります。

本公開買付けは、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社化することで、両社の資本業務提携関係のさらなる強化及び企業価値の向上を目的としたものです。

両社は、それぞれが保有する販売チャネルの相互活用に関する具体的な検討を進めてまいります。具体的には、対象者メディカル事業の医療用ガス・関連機器の当社を通じた販売チャネルでの拡販、当社が手掛ける人工炭酸泉、炭素繊維容器における対象者の販売チャネルの活用をはじめ、全ての事業セグメントにおいて協業や取引の可能性を検討します。

また、対象者は、これまで国内大口顧客向けを中心にパイピングによるガス供給（オンラインプラント方式）を行ってまいりましたが、今後は、長年国内大口顧客向けに培ってきた安定供給ノウハウを、当社が今後計画する新たな海外生産拠点でも活用することでさらなる海外事業の拡大を図ります。また、パイピングガス供給により長期安定的なベースロードを確保した上で、近隣市場への液化ガス、シリンドーガス並びにガス関連機器需要も取り込むことで、既存製品・事業との相乗効果による売上拡大を目指します。

（ii）本公開買付け後の経営方針

本公開買付け成立後の経営体制につきましては、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」「(i) 本基本合意書」の「⑤ 本公開買付け完了後における対象者の運営、上場維持等」に記載のとおり、当社は、本公開買付け成立後、対象者の取締役候補者として原則2名の者（なお、本日現在において対象者の取締役の人数は17名です。）を指名し、その中から対象者の取締役会長候補者を指名する予定ですが、対象者の代表取締役社長候補者は引き続き対象者が指名する予定です。

なお、本公開買付け後の経営方針につきましては、対象者は、当社の「グループ経営規程」に則つて経営を行うこととなります。対象者は引き続き自主性が尊重された上で経営される予定であり、

対象者の商号及び本店所在地も維持される予定です。

また、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」「(i) 本基本合意書」の「④ 本公開買付け完了後の持株比率維持」に記載のとおり、当社及び対象者は、当社グループの対象者に対する持株比率の維持について合意しております。当社は、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことを予定しておらず、また、本公開買付けにより取得した株式を含め、当社はその保有する対象者株式（三菱化学が保有する対象者株式を含みます。）の全部について長期保有することを前提としております。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

(i) 本基本合意書

上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、当社と対象者は、平成 26 年 5 月 13 日付で、本基本合意書を締結いたしました。本基本合意書の概要は以下のとおりです。

① 本基本合意書の目的と概要

両社は、今後一層の激化が予想されるグローバルな競争に勝ち抜くべく、両社の資本業務提携関係のさらなる強化と両社の企業価値の向上を企図しており、かかる目的を達成するために、本公開買付けの実施について合意する。

② 当社による本公開買付けの実施等

当社は、(a) 対象者の取締役会が後記「③ 対象者の賛同及び賛同の撤回等」に定める本賛同意見を行うことを承認し、かつ、その旨の公表をしていること、(b) 対象者が本基本合意書における本公開買付けの開始までに履行すべき義務に重要な点において違反していないこと、(c) 対象者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、(d) 国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応に関し、必要な許認可等を取得し又は異議なく待機期間が満了していること、(e) 本公開買付けの開始を禁止し又は制限することを求める裁判所又は行政機関による判決、決定、命令等が存在していないこと、(f) 対象者の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況若しくは将来の収益計画に重大な悪影響が生じていないこと、(g) 対象者に関する未公表の重要な事実及び公開買付け等事実（法第 167 条第 3 項に定めるものをいいます。）が存在しないことの各条件が本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件として、本公開買付けを実施する。なお、本公開買付けの開始までの間に(f) の事由が発生した場合には、両社は、本公開買付けの対応について本公開買付けの条件の見直しを含め誠実に協議する。

③ 対象者の賛同及び賛同の撤回等

対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を表明し、これを公表するものとし、公開買付期間が終了するまでこれを維持する。但し、対象者による本賛同意見の表明は、(a) 当社が本基本合意書における本公開買付けの開始までに履行すべき義務に重要な点において違反していないこと、(b) 当社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、(c) 対象者の企業価値に重大な影響を及ぼし、対象者が本公開買付けに賛同することが適切でないと合理的に判断されることとなる事象が発生していないこと、(d) 本公開買付けの条件に優越する、当社以外の第三者による対象者株式を対象とする公開買付けその他対象者株式等の大規模な取得等に係る取引の提案であって、それが存在するにもかかわらず本賛同意見の表明をすることが、対象者の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される提案が存在しないことの各条件が本公開買付けの開始日の前営業日において充足されていることを前提条件とする。

- ④ 本公開買付け完了後の持株比率維持
 - (a) 当社は、本公開買付けの完了後、当社グループの対象者に対する持株比率を維持する。
 - (b) 対象者は、本公開買付けの実施後、当社グループによる対象者株式の保有割合が発行済株式総数の過半数を下回る結果を招来する行為を実施しようとする場合には、当社と協議の上、当社グループによる対象者株式の保有割合維持のために当社が合理的に受け入れ可能な機会を与える。
- ⑤ 本公開買付け完了後における対象者の運営、上場維持等
 - (a) 対象者は、当社の「グループ経営規程」に則って経営を行う。当社は、「グループ経営規程」の下、対象者の経営の自主性を尊重し、対象者を全面的に支援及び協力する。
 - (b) 当社は、対象者株式の上場を維持し、対象者株式の上場廃止を意図した行為をとらない。
 - (c) 当社は、対象者の取締役候補者として原則2名の者を指名し、その中から対象者の代表取締役会長候補者を指名することができる。対象者は、対象者の代表取締役社長候補者を指名することができる。
 - (d) 対象者は、その商号及び本店所在地を維持することを原則とする。

(ii) その他

三菱化学は、その所有する対象者の普通株式60,947,870株（株式所有割合14.07%）について、本公開買付けへの応募は行わない予定です。

（4）本公開買付けの買付価格

当社による本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定過程等につきましては、後記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照下さい。

（5）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として以下に記載のとおり、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として、両社と重要な利害関係を有せず、両社の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）より株式価値算定書を受領したことです。なお、対象者は、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様の判断に委ねることとしているため、同種事案の実務に鑑み、本公開買付価格に関しては財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の作成は依頼していないことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より公開買付価格の提案を受けた後、その適正性を判断するため、参考資料としてみずほ証券より平成26年5月13日に株式価値算定書（以下「平成26年5月株式価値算定書」といいます。）を取得したことです（なお、対象者は、みずほ証券に対して、本公開買付け価格に関しては財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の作成は依頼していないことです。）。

i. 平成 26 年 5 月株式価値算定書の概要

みずほ証券は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提条件の下で、対象者株式の株式価値について分析しているとのことです。みずほ証券は、対象者が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行なったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法	: 744 円～815 円
類似会社比較法	: 777 円～1,064 円
DCF 法	: 779 円～1,169 円

市場株価基準法では、平成 26 年 5 月 12 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値 802 円、直近 1 か月間の終値単純平均値 815 円、直近 3 か月間の終値単純平均値 786 円、直近 6 か月間の終値単純平均値 744 円を基に分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 27 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。

なお、上記 DCF 法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け開始にあたっては、当社と対象者による平成 26 年 5 月 13 日付けプレスリリース「株式会社三菱ケミカルホールディングスによる大陽日酸株式会社株式に対する公開買付けに関する基本合意書締結のお知らせ」による本公開買付けの実施予定の公表から 4 か月以上の期間が経過し、市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成 26 年 9 月 29 日付け改めて株式価値算定書（以下「平成 26 年 9 月株式価値算定書」といいます。）を取得したことです（なお、対象者は、みずほ証券に対して、本公開買付け価格に関しては財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の作成は依頼していないとのことです。）。

ii. 平成 26 年 9 月株式価値算定書の概要

みずほ証券は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提条件の下で、対象者株式の株式価値について分析しているとのことです。みずほ証券は、対象者が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行なったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法 : 744 円～815 円
類似会社比較法 : 868 円～1,126 円
DCF 法 : 740 円～1,251 円

市場株価基準法では、平成 26 年 5 月 12 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値 802 円、直近 1 か月間の終値単純平均値 815 円、直近 3 か月間の終値単純平均値 786 円、直近 6 か月間の終値単純平均値 744 円を基に分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成 27 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。

なお、上記 DCF 法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

(ii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、両社から独立した法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者と当社は、グローバルにおける競争環境の変化に対応するためには事業基盤のさらなる強化が不可欠であり、その実現のため、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致したことです。

そして、対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、みずほ証券の平成 26 年 5 月株式価値算定書、西村あさひ法律事務所からの法的助言、その他の関連資料を踏まえたうえで、平成 26 年 5 月 13 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基づきつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定である旨、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様の判断に委ねる予定である旨を取締役会において決議したとのことです。なお、当該取締役会の決議については、当時、対象者の社外取締役であった吉村章太郎氏は、当社の取締役を兼務していたため、本公開買付けに関する意思決定の公正性、透明性及び客觀性を高め、利益相反を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、吉村章太郎氏を除く出席取締役の全員一致により決議されたとのことです。さらに、当該取締役会には対象者の監査役 4 名全員が出席し、いずれも決議事項について異議がない旨述べているとのことです。

その後、本公開買付け開始にあたっては、平成 26 年 5 月 13 日付けプレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から 4 か月以上の期間が経過し、市場環境の変化を考慮する必要があることから、みずほ証券の平成 26 年 9 月株式価値算定書の内容及び、西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成 26 年 9 月 29 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定

した資本関係に基づきつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けの実施に賛同する旨、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を出席取締役の全員一致で決議したことです。さらに、当該取締役会には対象者の監査役4名全員が出席し、いずれも決議事項について異議がない旨述べているとのことです。なお、上記本公開買付けに関する平成26年9月29日の取締役会決議について特別の利害関係を有する取締役及び監査役はいないとのことです。

(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

上記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」「(i) 本基本合意書」「④ 本公開買付け完了後の持株比率維持」に記載のとおり、当社及び対象者は、当社グループの対象者に対する持株比率の維持について合意しております。当社は、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことを予定しており、また、本公開買付けにより取得した株式を含め、当社はその保有する対象者株式（三菱化学が保有する対象者株式を含みます。）の全部について長期保有することを前提としております。また、当社は、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行ないませんが、この場合に当社が再度の公開買付けその他の方法により対象者株式を取得するかについては現段階では未定です。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は、104,079,476株（本日現在当社及び三菱化学が所有している株式数と併せて、株式所有割合51.00%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、対象者の普通株式は、本公開買付け成立後も引き続き東京証券取引所第一部の上場が維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	大陽日酸株式会社																					
② 所 在 地	東京都品川区小山一丁目3番26号																					
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 CEO 市原 裕史郎																					
④ 事 業 内 容	産業ガス及び関連機器・装置の製造・販売																					
⑤ 資 本 金	37,344百万円																					
⑥ 設 立 年 月 日	大正7年7月19日																					
⑦ 大 株 主 お よ び 持 株 比 率 (平成26年3月31日現在)	<table> <tbody> <tr> <td>三菱化学株式会社</td> <td>14.07 %</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱ケミカルホールディングス</td> <td>12.90 %</td> </tr> <tr> <td>JFEスチール株式会社</td> <td>5.83 %</td> </tr> <tr> <td>大陽日酸取引先持株会</td> <td>4.82 %</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>3.78 %</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>3.70 %</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>2.45 %</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>2.31 %</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>2.15 %</td> </tr> <tr> <td>全国共済農業協同組合連合会</td> <td>2.00 %</td> </tr> </tbody> </table>		三菱化学株式会社	14.07 %	株式会社三菱ケミカルホールディングス	12.90 %	JFEスチール株式会社	5.83 %	大陽日酸取引先持株会	4.82 %	株式会社みずほ銀行	3.78 %	明治安田生命保険相互会社	3.70 %	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.45 %	農林中央金庫	2.31 %	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.15 %	全国共済農業協同組合連合会	2.00 %
三菱化学株式会社	14.07 %																					
株式会社三菱ケミカルホールディングス	12.90 %																					
JFEスチール株式会社	5.83 %																					
大陽日酸取引先持株会	4.82 %																					
株式会社みずほ銀行	3.78 %																					
明治安田生命保険相互会社	3.70 %																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.45 %																					
農林中央金庫	2.31 %																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.15 %																					
全国共済農業協同組合連合会	2.00 %																					

(8) 公開買付者と対象者の関係	
資 本 関 係 (注2)	当社は、対象者の株式を 116,797,870 株（間接保有分を含む。）保有しております。 また、対象者は、当社の株式を 10,118,148 株（間接保有分を含む。）保有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	対象者の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間に は、特筆すべき重要な取引関係はありません。また、対象者と当社 との間には、記載すべき重要な取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当し ます。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 26 年 9 月 29 日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成 26 年 9 月 30 日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 26 年 9 月 30 日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 26 年 9 月 30 日（火曜日）から平成 26 年 11 月 5 日（水曜日）まで（25 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 26 年 11 月 12 日（水曜日）まで（30 営業日）となります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,030 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者と重要な利害関係を有しない、独立した第三者算定機関である JP モルガン証券株式会社（以下「J. P. モルガン」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。J. P. モルガンは、対象者株式の株式価値の算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似企業比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社に対して、平成 26 年 5 月 13 日に対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「5 月付 J PM 算定書」といいます。）を提出いたしました。また、当社は、J. P. モルガンから、平成 26 年 5 月 13 日付で、一定の前提条件の下、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「5 月付 J PM フェアネス・オピニオン」といいます。）を受領しました。

その後、当社は、本公開買付け開始にあたって再度、J. P. モルガンに本公開買付価格又は対象者株式の株式価値に関する財務分析を依頼いたしました。J. P. モルガンは、対象者株式の株式価値の算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似企業比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社に対して平成 26 年 9 月 29 日に対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「9 月付 J PM 算定書」といひ、5 月付 J PM 算定書及び 9 月付 J PM 算定書の各々を「各 J PM 算定書」といいます。）を提出いたしました。また、当社は、J. P. モルガンから、平成 26 年 9 月 29 日付で、一定の前提条件の下、本公開買付価格が当社にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「9 月付 J PM フェアネス・オピニオン」といひ、5 月付 J PM フェアネス・オピニオン及び 9 月付 J PM フェアネス・オピニオンの各々を「各 J PM フェアネス・オピニオン」といいます。）を受領しています。上述の各 J PM 算定書は、当社取締役会が本公開買付けを検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみのために作成されました。J. P. モルガンは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについても推奨しておりません。

9 月付 J PM 算定書によれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

a) 市場株価平均法： 744 円～815 円

公開情報に基づき行われた市場株価平均法では、平成 26 年 5 月 12 日を基準日として、対象会社の基準日終値（802 円）、平成 26 年 5 月 12 日から遡る過去 1 か月間の終値単純平均値（815 円）、同過去 3 か月間の終値単純平均値（786 円）、及び同過去 6 か月間の終値単純平均値（744 円）に基づいております。

b) 類似企業比較法： 779 円～1,130 円

類似企業比較法では、平成 26 年 9 月 26 日を基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、その市場株価、成長性、及び収益性等を示す財務諸表との比較を通じて株式価値を算出しております。

c) DCF 法： 946 円～1,255 円

DCF 法では、当社が J. P. モルガンが使用することについて了承した、事業計画及び財務予測、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者に対するインタビュー及びデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素等に基づき分析しております。対象者が平成 27 年 3 月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて株式価値を算出しております。なお、DCF 法による分析において前提とした事業計画及び財務予測は、大幅な増減益を見込んでおりません。

(注) 各 J PM フェアネス・オピニオン 及びその基礎となる対象者株式の株式価値の算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

J. P. モルガンは、各 J PM フェアネス・オピニオン に記載された意見の表明及びその基礎となる対象者株式の株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、当社若しくは対象者から提供を受けた情報又は当社若しくは対象者と協議した情報及び J. P. モルガンが検討の対象とした、又は J. P. モルガンのために検討されたその他の情報等の一切が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行ってはおりません（また独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません）。J. P. モルガンは、当社又は対象者のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、さらに、J. P. モルガンは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社又は対象者の信用力についての評価も行っておりません。J. P. モルガンは、当社及び対象者から提出された又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連する当社及び対象者の将来の業績や財務状況に関する当社及び対象者の経営陣の各 J PM フェアネス・オピニオン の日付時点における最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。J. P. モルガンは、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。J. P. モルガンはまた、本公開買付け及び本基本合意書により意図される他の取引が、当社の代表者との間の協議において又は当社の代表者から提供を受けた資料にて説明されたあらゆる効果があること、本基本合意書に規定されたとおりに実行されること、及び 5 月付 J PM フェアネス・オピニオン について本基本合意書の最終版が J. P. モルガンに提出されたその案文といかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。J. P. モルガンは、本基本合意書において当社及び対象者が行った表明と保証が、J. P. モルガンの分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であること、並びに当社が本基本合意書又はこれに関連する契約に規定された、J. P. モルガンの分析にとって重大な金額となる補償義務を負うおそれがないことを前提としております。J. P. モルガンは、法務、当局による規制、税務、会計等の事項にかかる専門家ではなく、それらの点については当社のアドバイザーの判断に依拠しております。さらに、J. P. モルガンは、本公開買付けの実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、当社若しくは対象者又は本公開買付けの実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としております。

各 J PM フェアネス・オピニオン 及びその基礎となる対象者株式の株式価値の算定結果は、必然的に、当該各 J P

Mフェアネス・オピニオンの日付現在でJ.P.モルガンが入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいております。各JPMフェアネス・オピニオンにおける意見表明がなされた後の事象により、当該各JPMフェアネス・オピニオンにおける意見表明が影響を受けることがあります、J.P.モルガンはその意見を修正、変更又は再確認する義務は負いません。各JPMフェアネス・オピニオンは、本件公開買付けにおいて当社が支払う公開買付価格が当社にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するものにとどまり、本件公開買付けを実行するという当社の決定の是非について意見を述べるものではありません。また、各JPMフェアネス・オピニオン及びその基礎となる対象者株式の株式価値の算定結果は、当社又は当社取締役会に対し特定の買付価格について推奨するものではなく、また特定の買付価格が、唯一の適切な買付価格であることについて推奨するものではありません。

J.P.モルガンは本公開買付けに関する当社の財務アドバイザーであり、かかる財務アドバイザーとしての業務の対価として当社から報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本公開買付けが実行された場合にのみ発生します。さらに、当社は、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務についてJ.P.モルガンを補償することに同意しております。各JPMフェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は、当社又は対象者のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行い、報酬を受領しました。かかる商業銀行業務又は投資銀行業務には、本公開買付けに関する当社への財務アドバイザリー業務に加え、平成25年10月に行われた当社と対象者の資本業務提携及びそれに伴う当社に対する第三者割当による対象者の新株式発行に関する当社への財務アドバイザリー業務が含まれます。J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は、その通常の業務において、当社又は対象者が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあります、したがって、J.P.モルガン及びJ.P.モルガンの関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

本公開買付価格である1株当たり1,030円は、本基本合意書締結日の前営業日である平成26年5月12日の対象者株式の東京証券取引所における終値802円に対して28.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率における計算において同じです。）、平成26年5月12日から遡る過去1か月間の終値単純平均値815円に対して26.38%、同過去3か月間の終値単純平均値786円に対して31.04%、同過去6か月間の終値単純平均値744円に対して38.44%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり1,030円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年9月26日の対象者株式の東京証券取引所における終値972円に対して5.97%、平成26年9月26日から遡る過去1か月間の終値単純平均値956円に対して7.74%、同過去3か月間の終値単純平均値922円に対して11.71%、同過去6か月間の終値単純平均値886円に対して16.25%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、対象者の平成25年9月26日付け「第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、対象者は、平成25年10月15日を払込期日として、当社を割当先とする第三者割当による新株式30,000,000株の発行及び自己株式15,096,000株の処分を1株当たり687円にて行いました。当該プレスリリースによれば、対象者は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に則り、当該第三者割当にかかる対象者の取締役会決議日の直前営業日である平成25年9月25日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値を基準とすることに加え、対象者の取締役会決議日の直前1か月間の終値の単純平均値、同3か月間の終値の単純平均値、及び同6か月間の終値の単純平均値を勘案のうえ、当該払込金額及び処分価額を決定したとのことです。

本公開買付価格と当該第三者割当による1株当たりの価格との間には、343円の差異が生じております。これは、本公開買付価格決定にあたり考慮した平成26年5月の案件発表時の対象者普通株式の市場価格が当該第三者割当の際の1株当たりの価格の決定に際し基準とした対象者普通株式の当時の市場価格より上昇していることに加え、本公開買付価格には対象者株主による本公開買付けへの応募を促すためのプレミアムが付されているためです。また、併せてJ.P.モルガンによ

る9月付JPM算定書、その他下記「算定の経緯」で言及する諸要素も考慮した結果として、上記差異が生じております。

また、当社は、上記第三者割当の前後を通じて、複数回にわたり、市場取引により対象者普通株式を取得しており、その1株当たりの取得価格は、最高では689円であり、最低では630円です。

本公開買付価格と当該市場取引による1株当たりの取得価格との間には、最大で400円の差異が生じております。これも、上記と同様、本公開買付価格決定にあたり考慮した平成26年5月の案件発表時の対象者普通株式の市場価格が当該市場取引による株式取得を行った際の市場価格より上昇していることに加え、本公開買付価格には対象者株主による本公開買付けへの応募を促すためのプレミアムが付されているためです。また、併せてJ.P.モルガンによる9月付JPM算定書、その他下記「算定の経緯」で言及する諸要素も考慮した結果として、上記差異が生じております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

三菱化学の親会社である当社は、日ごろから対象者の事業戦略の実効性及び成長の可能性に深い理解を有しております、当社と対象者は、対象者が当社グループ各社と広範に連携することが両社のビジネスチャンスの一層の拡大に寄与すると判断し、両社は平成25年9月26日付け「太陽日酸株式会社と株式会社三菱ケミカルホールディングスの資本業務提携に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、業務提携を行うことに合意し資本業務提携契約を締結いたしました。その際、両社の業務提携をより確固たるものとしてシナジー効果を發揮するために、また、対象者の今後の事業展開に係る設備投資等の資金ニーズに対応するために、対象者の平成25年9月26日付け「第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、対象者は当社を割当先として第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を行いました。その結果、本日現在、当社は、三菱化学所有分と併せて対象者株式116,797,870株（株式所有割合にして26.97%）を所有しております。その後、両社による資本業務提携契約の締結及び対象者による第三者割当増資の実施を踏まえ、両社は、相互のグループ間におけるシナジーを最大化するべく、業務提携に合意した分野における詳細な提携内容、条件、実施時期、その他の分野における業務提携の可能性や事業展開の可能性等について緊密に協議・検討をしてまいりました。その過程で、当社及び対象者は、グローバルにおける競争環境の変化に対応するためには事業基盤のさらなる強化が不可欠であり、その実現のため、より強固な資本関係のもと同一のグループとして協力し、両社の経営資源を有効に活用して一層の事業シナジーを創出することが必要であるとの認識で一致し、両社は平成26年5月13日付けで本公開買付けを通じて資本業務提携関係を強化することに合意したため、当社は、以下の経緯により、本公開買付価格を決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を確保するため、当社から独立した財務アドバイザーであるJ.P.モルガンから提出を受けた9月付JPM算定書の算定結果を参考にいたしました。なお、当社の財務アドバイザーであるJ.P.モルガンは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(b) 当該意見の概要

9月付JPM算定書によれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 744円～815円

類似企業比較法： 779円～1,130円

DCF法 : 946円～1,255円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は5月付JPM算定書の算定結果を参考にするとともに、当社が対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、それぞれ両社の財務及び事業の状況、資産の状況、過去の発行者以外の者による類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム水準や、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、両社間での協議・交渉開始以降案件発表に至る迄の期間の対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けへの株主の応募見通し、対象者の業績予想を含む国内外事業の将来の見通し等の諸要素を総合的に勘案し、両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果、本公開買付価格を1株当たり1,030円とすることにつき合意に達し、平成26年5月13日に開催された両社の取締役会の決議に基づき、本基本合意書を締結いたしました。その後、当社は、本公開買付け開始にあたって再度、J.P.モルガンから取得した9月付JPM算定書の算定結果を参考として、平成26年9月29日付けで実施した取締役会決議に代わる書面決議により、本公開買付価格を1株当たり1,030円とすることの最終的な決定をいたしました。

(注) 各JPMフェアネス・オピニオン及びその基礎となる対象者株式の株式価値の算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は前記「2. 買付け等の概要」「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」に記載のとおりです。

③ 算定機関との関係

J.P.モルガンは、当社および対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
104,079,476 (株)	99,748,549 (株)	104,079,476 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(99,748,549株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(104,079,476株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式及び相互保有株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式(92,915株)を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	55,850 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.90%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	61,819 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.28%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	159,929 個	(買付け等後における株券等所有割合 36.93%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	61,819 個	(買付け等後における株券等所有割合 14.28%)
対象者の総株主等の議決権の数	428,553 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」(1単元の株式数を1,000株として記載しております。以下同じです。)は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式

を除きます。) に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数 104,079,476 株に係る議決権の数（104,079 個）に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（55,850 個）を加えた議決権の数を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び相互保有株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式及び相互保有株式に係る議決権の数（対象者第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の単元未満株式3,642,837株から、同日現在の対象者の保有する単元未満自己株式15株を控除し、同日現在の相互保有株式（但し、単元未満株式259株を除きます。）853,000株を加算した4,495,822株に係る議決権の数である4,495個）を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を433,048個として計算しております。

(注4) 各特別関係者が所有する株券等（但し、本公開買付けに応募する予定のない三菱化学が所有する株式数（60,947,870株）を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、各特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募に係る対象者株式の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は61,819個を下回ることとなります。

(注5)「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 107,201,860,280円

(注) 買付代金は、買付予定数（104,079,476株）に1株当たりの買付価格（1,030円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社（復代理人）	東京都千代田区大手町一丁目3番2号

② 決済の開始日

平成26年11月12日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は、平成26年11月19日（水曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件および方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件および方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無および内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（99,748,549 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（104,079,476 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（1,000 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等の全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行なうことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容および引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行なうことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除すること

ができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公司買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<http://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の 16 時 00 分までに解除手続を行って下さい。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行なうことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るもの、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公司買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 9 月 30 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。
カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号

3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

本公司買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公司買付けの実施

を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」、「(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定」及び「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、また、本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程に係る詳細については、前記「1. 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(iii) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照下さい。

② 本基本合意書の概要

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」「(i) 本基本合意書」とおり、当社と対象者は、平成 26 年 5 月 13 日付で、本基本合意書を締結いたしました。本基本合意書の概要については、前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」「(i) 本基本合意書」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

【インサイダー規制】

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項、第4項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの公表から12時間を経過するまでは、大陽日酸株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

【米国における公開買付けとの相違】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

【日本語の優先】

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。本プレスリリースにおいて言及される財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。

【将来予測】

本プレスリリース中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点での公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務づけられている場合を除き、公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【別途買付け】

公開買付者、対象者、公開買付代理人、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー（それらの関連会社を含みます。）は、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、対象者の株式を本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語のホームページ（又はその他の公開方法）においても開示が行われます。